

別表第16（第60条の2第3項）

ダイオキシン類による土壤の汚染状況の調査方法

1 調査対象地の設定

調査対象地は、次に掲げる調査の区分ごとにそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第70条の2第2項の規定により行うダイオキシン類管理対象事業所の廃止時の調査 ダイオキシン類管理対象事業所の敷地
- (2) 条例第70条の3第2項（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査 土地の形質の変更又は土地の一部の利用方法の変更を行う範囲

2 資料等調査

調査実施者は、調査対象地が属するダイオキシン類管理対象地について、条例第70条第1項の規定による記録その他の資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査その他の必要な調査により、第60条第2項各号に掲げる事項の把握を行うものとする。

3 土壤汚染のおそれの区分の分類

調査実施者は、2の資料等調査により把握した情報により、調査対象地を次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合その他の構造上ダイオキシン類の土壤への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）を除く。

ア ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及びダイオキシン類特定施設に係る建物が設置されていた土地

イ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の保管又は処理（埋立てを除く。）をした土地及びこれらの作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地

ウ アに係るダイオキシン類特定施設、イに係る施設又はこれらの施設に係る建物の開口部その他のダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5m以内の範囲の土地

エ ダイオキシン類を含む污水に係る配管等（架空配管であって、破損等がなく漏えいのおそれが少ないものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地

オ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体又は液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地

カ ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の搬送経路（以下「搬送経路」という。）及び搬送経路の周辺5m以内の土地（以下これらを「搬送経路等」という。）

であって、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100m²の土地（対象となる土地が100m²に満たない場合は、対象となる全ての土地）

キ アからカまでに該当する土地の土壤を掘削して移動させた先の土地（条例第70条の3第2項の規定により、土壤の汚染状況の調査を行わずに土壤を掘削し移動させた土地に限る。）

(2) 土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地

(1) に掲げる土地以外の土地

4 試料採取等を行う区画の選定

(1) 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点とする。ただし、条例第70条の3第2項の規定により行う調査にあっては、当該調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点（当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点）とすることができる。以下「起点」という。）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線の起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(2) (1)の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であって隣接

するものに含まれる土地（被覆された土地を除く。）の面積の合計が 130 m^2 を超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、 20m を超えてはならない。

- (3) 調査実施者は、3(1)に掲げるダイオキシン類による土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画について、試料採取等の対象とする。

5 汚染のおそれが生じた場所の位置における試料採取等の実施

- (1) 調査実施者は、4(3)により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、土壤の採取及び当該土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定を行うものとする。

- (2) 土壤の採取は、次の地点ごとに汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 5 cm までの土壤を採取するものとする。ただし、当該場所の位置が、農用地等人為的なかくはんが行われている場所である場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 30 cm までの土壤を採取するものとし、条例第70条の3第2項(同条第7項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定により行うダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更時の調査にあっては、土地の形質の変更に係る部分の深さよりも深い位置にある土壤については、当該採取の対象から除くことができる。

ア イに規定する土地以外の土地に係る試料採取にあっては、試料採取等区画の中心の地点（当該地点が被覆された土地に該当する場合は、それ以外の部分における任意の地点。以下同じ。）及び同地点の周辺4方向に位置し、かつ、同地点から 2.5m 以上離れた当該試料採取等区画内にある4地点の合計5地点（試料採取等区画の状況により、試料採取等区画の中心の地点から 2.5m 以上離れた場所に被覆された土地以外の土地が存在しない場合又は土地の傾斜が著しい場合その他の理由によりこれらの場所において土壤を採取することが困難であると認められる場合は、調査地点の代表性が確保できる当該試料採取等区画内の5地点とすることができる。）で土壤を採取するものとする。ただし、試料採取等区画内において、被覆された土地以外の土地の面積の合計が 80 m^2 未満である場合にあっては、次の表の左欄に掲げる面積に応じて同表の右欄に掲げる試料採取地点数とすることができる。

試料採取等区画内の面積（被覆された土地を除く。）	試料採取地点数
60 m^2 以上 80 m^2 未満	4 地点以上
40 m^2 以上 60 m^2 未満	3 地点以上
20 m^2 以上 40 m^2 未満	2 地点以上
20 m^2 未満	1 地点以上

イ 3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地に係る試料採取にあっては、試料採取等区画のうち、排水管及び排水路の継ぎ目、集水升の付近等汚染のおそれが最も多い1地点で土壤を採取するものとする。

- (3) 土壤に含まれるダイオキシン類の量の測定は、(2)により採取した土壤を風乾させた後、ふるい操作を行い、 2 mm の目のふるいを通過したもの((2)アにより試料採取等区画内の複数地点で土壤を採取した場合は、 2 mm の目のふるいを通過した土壤を、それぞれ同じ重量混合したもの)を環境庁告示第68号別表に定める方法により測定することにより行う。

なお、環境庁告示第68号別表備考3に規定する簡易測定方法により測定を行った場合にあっては、測定により得られた値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、それらの範囲内の値を同表に定める方法により測定した値とみなす。ただし、簡易測定値が 500 pg-TEQ/g を超えた場合は、さらに当該土壤を同表に定める方法（同表備考3に規定する簡易測定方法を除く。）により測定し、得られた値をもって測定した値とみなす。

6 汚染範囲確定調査の実施

- 5(3)の測定の結果、土壤中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g （以下「調査指標値」という。）以上であることが確認された場合にあっては、次のとおり汚染範囲を確定するための試料採取等を行うものとする。

なお、(1)又は(3)による試料採取等の結果、調査指標値以上の土壤が確認された場合にあっては、さらに汚染範囲を確定するための試料採取等を(1)又は(3)により行うものとする。

- (1) 調査指標値以上の土壤が確認された場合 ((2)及び(3)の場合を除く。)

当該土壤を採取した単位区画に隣接する単位区画のうち試料採取等が行われていないものについて、5の例により試料採取等を行うこと。

- (2) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等の近傍で調査指標値以上の土壤が確認された場合

3(1)エに係る土地のうちダイオキシン類を含む汚水に係る配管等が設置されていた土地で調査指標値以上 ($1,000\text{ pg-TEQ/g}$ を超える場合を除く。)の土壤が確認された場合は、当該土壤を採取した単位区画内

の汚水の移動経路の直下の土壤を露出させ、目視により土壤の状況を確認する方法等により適当な地点を選定し、5(2)イ及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

(3) 搬送経路等において調査指標値以上の土壤が確認された場合

3(1)カに係る土地で調査指標値以上の土壤が確認された場合は、搬送経路等であって試料採取等が行われていない土地のうち、搬送経路等のうちダイオキシン類管理対象地外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100m²の土地（対象となる土地が100m²に満たない場合は、対象となる全ての土地）を含む単位区画について、5(2)ア及び(3)の例により試料採取等を行うこと。

7 深度方向調査の実施

(1) 調査実施者は、5又は6により行った調査の結果、ダイオキシン類による土壤汚染に係る基準（第60条の4に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しなかった地点があるときは、隣接する全ての単位区画における試料採取等の結果と比べ、高い濃度が検出された地点で試料採取等を行うものとする。

(2) 試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 地表面又は汚染のおそれが生じた場所の位置から、深さ5cmまで、5cmから10cmまで、10cmから15cmまで及び15cmから20cmまでの各深度で土壤を採取すること。

イ アにより採取されたそれぞれの土壤について、5(3)の方法により測定すること。

(3) (2)アにおける深度15cmから20cmまでの土壤の試料採取等の結果、ダイオキシン類による土壤汚染に係る基準を超過している場合にあっては、ダイオキシン類による土壤汚染に係る基準以下になると予想される深度まで適当な間隔を置いて(2)の例により試料採取等を実施すること。

とする。